

組合議会 会議録

令和 8 年 第 1 回 定例会

《 2 月 25 日 本会議 》

仲多度南部消防組合議会

令和8年第1回仲多度南部消防組合議会定例会 会議録

○ 招 集 日 令和8年2月25日

○ 招 集 場 所 仲多度南部消防組合会議室

○ 応 招 議 員 (出席議員) 4 名

1 番 大 西 樹
2 番 堀 家 正 信
3 番 常 包 恵
4 番 渡 辺 信 枝

○ 不 応 招 議 員 (欠席議員) 0 名

○ 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 出 席 者 8 名

管 理 者 片 岡 英 樹
副 管 理 者 栗 田 隆 義
会 計 管 理 者 大 西 貴 庸
消 防 長 石 佛 満 明
署 長 神 藤 康 雄
警 防 課 長 嗟 峨 山 典 彰
総 務 課 長 杉 田 奈 緒 人
通 信 指 令 課 長 今 田 伸 治

○ 議 会 事 務 局 3 名

議 会 事 務 局 長 和 田 武
総 務 課 係 長 秋 山 健
総 務 課 係 長 小 路 知 也

○議会日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政一般報告
- 第4 議案第1号 仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正について
- 第5 議案第2号 令和7年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算（第3号）
について
- 第6 議案第3号 令和8年度仲多度南部消防組合一般会計予算について
- 第7 一般質問
- 休憩 —
- 追加第1 議長辞職許可について
- 追加第2 議長選挙について
- 追加第3 副議長選挙について
- 追加第4 議席変更について

【開会午後 3 時 00 分】

○議長（大西樹君）

定刻の時間ちょっとすぎましたが、議員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠に有難うございます。開会に先がけまして、今期定例会を招集されました管理者より、ご挨拶をお願いいたします。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

みなさんこんにちは。令和 8 年第 1 回となります仲多度南部消防組合議会の開催をお願いしましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。当定例会におきましては、条例改正案 1 件、補正予算案 1 件、当初予算案 1 件の 3 件のご審議をお願いしているところでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

○議長（大西樹君）

ただいまから、令和 8 年第 1 回仲多度南部消防組合議会定例会を開会いたします。

○議長（大西樹君）

まず、諸般の報告を事務局より報告いたさせます。

○事務局長（和田武君）

議長

○議長（大西樹君）

事務局長

○事務局長（和田武君）

はい、命により、ご報告を申し上げます。まず、1 月 29 日 管理者より本定例会招集の告示がありましたので、1 月 30 日議長において議会の開会を皆様にご通知いたしました。次に、管理者より本定例会に付議するため議案 3 件を受理いたしております。「仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正について」「令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について」「令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算について」でございます。議案の写しにつきましては、既に議事日程と共に皆様へ送付い

たしました。次に、管理者より本日の議事日程にあります行政報告の参考資料として、行政一般報告及び災害統計の報告がありましたので皆様のお手元に配布いたしました。次に、監査委員から先般2月10日に実施した令和7年度11月から1月分までの例月出納検査の結果の報告がありましたので、本日皆様のお席に配布させていただきました。次に、本定例会への一般質問の通告書は1件でございました。最後に、本日の会議に説明のため出席を求めました者は議案と同じく送付いたしました名簿のとおりでございます。全員の方が出席されております。以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（大西樹君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大西樹君）

ただいまの出席議員は3名であります。地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。ただ今より、本日の会議を開きます。

○議長（大西樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規程により、1番渡辺信枝様、3番堀家正信君を指名いたします。

○議長（大西樹君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（大西樹君）

日程第3、行政一般報告を行います。管理者より報告を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

行政一般報告につきましては、令和7年12月から令和8年1月までにに関する行政一

般報告並びに令和 7 年分の火災・救急等の消防災害統計を配布しておりますので、行政一般報告に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって管理者の行政一般報告を終わります。

○議長（大西樹君）

日程第 4、議案第 1 号、仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正についての件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第 1 号、仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。本条例案は、令和 7 年 11 月 12 日「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が公布されたことに伴いまして、仲多度南部消防組合火災予防条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、予防課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○予防課長（嵯峨山典彰君）

議長

○議長（大西樹君）

予防課長

○予防課長（嵯峨山典彰君）

はい。日程第 4、議案第 1 号、仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。ただいま、管理者の提案理由のとおり、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が、消防庁次長より通知されました。今回の改正は、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレルにサウナストーブを設置する事例が全国で増加していることに伴い、火災予防条例第 7 条の 2 に「簡易サウナ設備」を新設し、現行火災予防条例、第 7 条の 2「サウナ設備」を第 7 条の 3「一般サウナ設備」に変更。簡易サウナ設備に

対応した基準を簡易サウナ設備に対して適用されました。又、火災予防条例第 29 条の 7 住宅における火災の予防の推進に感震ブレーカーを追加。これは近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するためにも、地震の揺れを感知しブレーカーを落とすことができる感震ブレーカーの普及を推進することが必要であることに伴い、これに合わせて仲多度南部消防組合火災予防条例を改正するものであります。以上で仲多度南部消防組合火災予防条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって、提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり。質疑する者なし。）

○議長（大西樹君）

それではないようですので、質疑を終ります。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（ 「なし」 の声あり。討論する者なし。）

○議長（大西樹君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第 1 号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 との声あり。異議を唱える者なし。）

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第 5、議案第 2 号、令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算案(第 3 号)の件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第 2 号、令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算(第 3 号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。第 1 条、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ 128 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 6,187 万 6 千円とするものでございます。第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」によるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長(杉田奈緒人君)

議長

○議長(大西樹君)

総務課長

○総務課長(杉田奈緒人君)

はい。日程第 5、議案第 2 号、令和 7 年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算(第 3 号)につきまして、議案内容のご説明を申し上げます。本補正予算は、現行の歳入歳出予算総額 7 億 6,059 万 1 千円に 128 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 7 億 6,187 万 6 千円に改めるものでございます。本補正予算の款項の内訳につきましては、1 ページの「第 1 表、歳入歳出予算補正」とおりでございます。次に第 2 表の繰越明許費でございますが、これは令和 7 年度に整備予定でしたポンプ自動車で、近年の法規制強化、消防専用シャシメーカーによる架装の複雑化及び発注時期の集中などにより納車時期が令和 8 年度になったため、ポンプ自動車整備に係る費用を令和 8 年度に繰り越すものでございます。4・5 ページをご覧ください。2 歳入で款 2 使用料及び手数料・項 1・目 1 とともに手数料は、補正前の 7 万 5 千円から 7 万円減額し 5 千円、令和 7 年度中の危険物施設の改修等に係る手数料がなかったための減額でございます。款 4 財産収入・項 1 財産運用収入・目 2 利子及び配当金は、補正前の 2 千円に 25 万 6 千円増額し 25 万 8 千円、2 つの基金の運用利子でございます。次に項 2・目 1 とともに財産売払収入は、補正前の 42 万 2 千円から 1 千円減額し 42 万 1 千円、当初 2 台予定しておりました車両の売払いが 1 台だったための減額でございます。款 7 諸収入・項 1・目 1 とともに預金利子は、補正前の 1 千円に 15 万 8 千円増額し 15 万 9 千円、これは両町から頂いております分担金の預金利子でございます。次に項 2・目 1 とともに雑入は、補正前の 11 万円に 64 万 2 千円増額し 75 万 2 千円、令和 7 年 3 月 23 日に今治市で発生した林野火災に緊急消防援助隊として、当組合から 13 名の職員を派遣した際の必要経費でございます。款 8・項 1・

目1とともに寄附金は、当初予算の計上はなく、30万円増額し30万円、これは救急搬送した管内住民の方からの謝礼金でございます。6・7ページをご覧ください。3歳出で、款2総務費・項1総務管理費・目1一般管理費は、補正前の5億9,832万6千円から207万6千円減額し、5億9,625万円でございます。内訳としまして、節3職員手当は、70万円減額で住居手当を支給していた職員のうち3名が家を建て住居手当支給対象外となったための減額でございます。節10需用費・節13材料及び賃借料・節17備品購入費及び節18負担金補助及び交付金は、いずれも執行完了による減額でございます。以上、総務費全体では、補正前の5億9,842万7千円から207万6千円減額し、5億9,635万1千円でございます。次に款3・項1・目1とともに消防費は、補正前の6,892万5千円に310万5千円増額し、7,203万円、内訳としまして節10需用費は、339万7千円増額で、ポンプ車2台の修理費247万5千円、無線送信用空中線交換92万2千円でございます。節17備品購入費は、29万2千円減額で、執行完了による減額でございます。以上、消防費全体では、補正前の1億5,855万5千円に310万5千円増額し、1億6,166万円でございます。款5諸支出金・項1基金費は、補正前の2千円に25万6千円増額し25万8千円、目1財政調整基金は、補正前の1千円に1万7千円増額し1万8千円、目2消防施設整備基金は、補正前の1千円に23万9千円増額し24万円、これはそれぞれの基金の利子を積立するためのものがございます。以上で日程第5、議案第2号、令和7年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算(第3号)についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(大西樹君)

以上をもって提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。質疑する者なし。)

○議長(大西樹君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。討論する者なし。)

○議長(大西樹君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第2号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長（大西樹君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大西樹君）

日程第 6、議案第 3 号、令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算についての件を議題といたします。本案に関し、提案理由並びに内容の説明を求めます。

○管理者（片岡英樹君）

議長

○議長（大西樹君）

管理者

○管理者（片岡英樹君）

議案第 3 号、令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。第 1 条におきまして、令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ 7 億 7,100 万円と定めるものでございます。第 1 条第 2 項におきまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものでございます。第 2 条におきまして、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 5,000 万円と定めるものでございます。第 3 条にて、歳出予算の流用は、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるものとするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（杉田奈緒人君）

議長

○議長（大西樹君）

総務課長

○総務課長（杉田奈緒人君）

はい。日程第 6、議案第 3 号、令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算につきまして、歳入歳出予算内容のご説明を申し上げます。ただいま管理者の提案理由のとおり、令和 8 年度歳入歳出予算総額は、7 億 7,100 万円で、前年比 1,800 万円増の予算編成となっております。令和 8 年度歳入歳出予算につきましては、予算書の 1・2 ページに記載の「第 1 表歳入歳出予算」のとおりでございます。各款項別予算の内容につきまして

は、3 ページ以降の「歳入歳出事項別明細書」によりご説明させていただきます。6・7 ページをご覧ください。2 歳入の款 1 分担金及び負担金・項 1 分担金・目 1 消防費分担金は、前年比 1,800 万円増の 7 億 7,080 万円、本組合の分担金は予算総額の 99.9% を占めております。内訳としまして、琴平町が分担率 33.47% で 489 万 5 千円増の 2 億 5,798 万 7 千円、まんのう町が分担率 66.53% で 1,310 万 5 千円増の 5 億 1,281 万 3 千円でございます。8・9 ページをご覧ください。款 2 使用料及び手数料・項 1・目 1 とともに手数料は、危険物施設等の検査手数料及び火災・救急等の証明手数料で、前年同額の 7 万 5 千円を計上しております。10・11 ページをご覧ください。款 4 財産収入は、前年同額の 1 万 3 千円で、項 1 財産運用収入・目 1 財産貸付収入は 9 千円で、消防敷地内に 6 本ある四国電力株式会社の電柱敷地料でございます。目 2 利子及び配当金は 2 千円で、2 つの基金の運用利子でございます。項 2・目 1 とともに財産売払収入は、前年同額の 2 千円で、令和 7 年度で整備した連絡車と令和 8 年度整備予定のトレーニング機材一式が納入後に旧車両 1 台と旧トレーニング機材一式を売却するために予算計上しております。12・13 ページをご覧ください。款 6 項 1・目 1 とともに繰越金は、前年同額の 1 千円を計上しております。

14・15 ページをご覧ください。款 7 諸収入・項 1・目 1 とともに預金利子は、前年同額の 1 千円で、両町よりお預かりしている分担金の定期運用利子でございます。項 2・目 1 とともに雑入は、前年同額の 11 万円で、団体保険事務費等でございます。16・17 ページをご覧ください。歳出予算内訳について、ご説明いたします。款 1・項 1・目 1 とともに議会費は、前年同額の 39 万 1 千円で、各節の費目につきましても前年同額でございます。

18・19 ページをご覧ください。款 2 総務費のうち項 1 総務管理費・目 1 一般管理費は、1,534 万 9 千円増の 6 億 970 万 5 千円でございます。一般管理費のうち節 1 報酬は、前年同額の 11 万円で、節 2 給料は、前年より 687 万 7 千円増の 2 億 5,289 万 8 千円、職員 63 名の定期昇給及び給与改定による増額でございます。節 3 職員手当は、461 万 2 千円増の 1 億 9,772 万 4 千円で、期末勤勉手当等の各種手当の増額でございます。各種手当の詳細は、42・43 ページに記載しておりますので、お目通しの程よろしくお願ひ申し上げます。節 4 共済費は、19 万円減の 8,544 万 8 千円で、出向 1 名・退職 2 名の減額分と在職職員 60 名の標準報酬月額総額試算及び新規採用 3 名の増額分を差し引きしても減額となるものでございます。21 ページをご覧ください。節 8 旅費は、85 万 7 千円増の 260 万 4 千円で、内訳としまして新潟県で開催されます全国消防救助技術大会に 5 名派遣で約 50 万円、北海道で開催されます全国消防長会役員会に 1 名出席で約 15 万円、

感染防止対策強化研修として九州研修所に救急救命士 1 名派遣で約 10 万円など、県外旅費増額によるものでございます。節 9 交際費は、前年同額の 10 万円を計上しております。節 10 需用費は、96 万 9 千円増の 1,612 万 7 千円で、光熱水費及び修繕料増による増額でございます。節 11 役務費は、136 万 7 千円増の 344 万 5 千円で、業者振込手数料、ルーター・スイッチ、監視センサー交換、トレーニング機材設置及びセキュリティワイヤー導入などのその他手数料が増額になるものでございます。23 ページをご覧ください。節 12 委託料は、432 万 8 千円減の 1,262 万円でございます。委託料の新規計上分の内訳につきましては、令和 7 年度で構築した人事評価システムの運用保守、本署の庁舎清掃及び資産管理システム導入でございます。新規計上分以外の委託料は、例年どおりの予算計上でございます。25 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料は、90 万円増の 978 万 1 千円で、リース契約しているパソコンが令和 8 年度は 4 台増になるための増額でございます。節 14 工事請負費は、27 万 5 千円増の 27 万 5 千円、多目的ホール及び議場の LAN 配線工事費でございます。節 17 備品購入費は、389 万円増の 472 万 2 千円、高額な備品として、いずれも経年劣化による更新で、冷蔵庫、トレーニング機材一式、ルーター・スイッチ、ネットワーク監視センサー、多目的ホールの国旗・組合旗、新規計上分として、出張所にダストボックス及び資源ゴミ保管倉庫を購入するものでございます。トレーニング機材一式は、庁舎建設時の平成 11 年に購入し使用しておりましたが、経年劣化による不具合で一部の機材が使用できず、修繕もできない状態であることから、新規購入するものでございます。ルーター・スイッチとは、組織向けのセキュリティが強化された機器であり、パソコン内をパトロールし異常の有無を検知するためのもので、購入から 8 年が経過し、サポート期間が終了しているため新規購入するものでございます。また、ネットワーク監視センサーとは、ルーター・スイッチが検知したウイルスに感染したパソコンをネットワーク内から遮断し感染拡大を防ぎ、保守業者に自動通報するための機器で、現在は 1 台で本署と出張所のパソコンを監視しておりますが、パソコン台数が増加したことやセキュリティを強化するためには現在の 1 台では脆弱なため、新規で 1 台購入するものでございます。27 ページをご覧ください。節 18 負担金補助及び交付金は、12 万円増の 2,385 万円で、職員 64 名の定期昇給及び給与改定による法令負担金の増額でございます。節 21 補償補填及び賠償金は、前年同額の 1 千円でございます。28・29 ページをご覧ください。項 2・目 1 とともに監査委員費は、前年同額の 10 万 1 千円を計上しており、各節も前年同額で変更はございません。以上、款 2 総務費全体では、1,534 万 9 千円増の 6 億 980 万 6 千円でございます。

30・31 ページをご覧ください。款 3・項 1・目 1 とともに消防費は、928 万 1 千円増の 7,730 万 1 千円を計上しており各節ごとにご説明いたします。節 7 報償費は、前年同額の 3 万円でございます。節 10 需用費は、129 万 1 千円増の 1,985 万 2 千円、各種消耗品費、医薬原材料費の高騰によるもの、庁舎、資機材及び車両の修繕料の増額によるものでございます。節 11 役務費は、15 万 8 千円減の 1,117 万 9 千円で、車両 14 台分の ETC 取付完了による減額でございます。節 12 委託料は、585 万 1 千円増の 2,984 万 7 千円で、新規採用職員 3 名分の消防学校入校経費、火災予防条例改正に伴う林野火災注意報及び警報の新設による合成音声の更新、通信指令施設及び消防救急デジタル無線の保守点検料増による増額でございます。33 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料は、3 万 2 千円増の 145 万 9 千円で、救急統計システム使用料増による増額でございます。節 17 備品購入費は、184 万 4 千円増の 1,273 万 7 千円で、新規採用職員 3 名分の防火服一式を含む被服費増による増額でございます。33・35 ページの節 18 負担金補助及び交付金は、12 万 4 千円増の 156 万 4 千円で、マイナ救急運用開始による負担金及び各種研修負担金増による増額でございます。節 26 公課費は、29 万 7 千円増の 63 万 3 千円で、車検台数が前年の 7 台から 11 台となることによる増額でございます。36・37 ページをご覧ください。目 2 消防施設費は、令和 8 年度に予定しております通信指令施設・情報システム更新に係る経費 8,300 万円でございます。以上款 3 消防費全体では、265 万 1 千円増の 1 億 6,030 万 1 千円でございます。38・39 ページをご覧ください。款 5 諸支出金・項 1 基金費は、目 1 財政調整基金費・目 2 消防施設整備基金費ともに前年同額の予算計上となっております。40・41 ページをご覧ください。款 6 予備費につきましても前年同額の予算計上となっております。以上、令和 8 年度の予算総額は、歳入歳出ともに 7 億 7,100 万円で、前年比 1,800 万円の増額となっております。42 ページから 45 ページまでは、職員の給与費明細を記載いたしておりますので、お目通しの程よろしくお願ひ申し上げます。46 ページをご覧ください。地方債現在高の見込みに関する調書を記載しております。令和 6 年度で地方債の償還が完了しているため、起債残高は消防施設整備事業債・消防庁舎整備事業債ともに 0 円となっております。以上、簡単ではございますが、日程第 6、議案第 3 号、令和 8 年度仲多度南部消防組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大西樹君）

以上をもって提案理由の説明並びに議案内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。質疑する者なし。)

○議長 (大西樹君)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。討論する者なし。)

○議長 (大西樹君)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより議案第3号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり可決する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長 (大西樹君)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (大西樹君)

日程第7、一般質問を行います。一般質問については、常包議員から通告がありましたので、質問を許可します。

○2番議員 (常包恵君)

失礼します。今日は大変失礼いたしました。許可をいただきましたので、一般質問を行います。職員の居住地の制限についてお伺いをいたします。南部消防組合職員任用規程第7条で、「消防吏員に採用された、任命された者は南部消防組合区域内に居住し得る者であること。ただし、消防長が特に認めたときは、この限りではない。」というふうに定められております。南部消防の区域、管内、琴平町とまんのう町で、東西約12Km、南北約23.5Km、約200Km²であります。現在、管外に居住している職員は何名程おいででしょうか。居住地市町名も併せてお示しをいただけたらと思います。又、管外のお住いの方の距離ですね、何Kmくらい、遠い方はどのくらいの方がおられるのか、分かればお示しください。消防吏員の業務は町民の命と財産を守る、町民にとって住民私たちにとって大切な業務と感じております。ですから休みであっても緊急時、非番の招集もあるというふうに思います。現在の規定では、先ほど申しましたように、管内に限られておりますから、例えば善通寺の大麻町であったり、丸亀市の垂水町、隣接区域は原則だめということになります。ただ丸亀境の琴平町の櫛梨の辺りはOKというふうになると思います。「消防長が特に認めた場合」という曖昧なものではなく、例えば勤務地から1時間とか、勤務地から20Kmとか合理的な基準を定めるべきと考えます。消防長が仮に変わったから基準が変更になったというのでは働くもの、職員が困る

と思います。例えば家を建てる場合、家というのは本当に人生で一番大きな買い物と言われていると思います。そういった選択をするときに、判断をするときに、できるだけ合理的な基準が、分かりやすい基準があるべきではないでしょうか。例外は当然あると考えますが、職員みんなが認めるというか、分かりやすい基準、町民にとっても、新しく南部消防を受験しよう、応募しようと思う若者にとっても分かりやすい基準があった方がよろしいのではないかと、このように思いますが管理者の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大西樹君）

質問が終わりました。ただいまの質問について答弁を求めます。

○消防長（石佛満明君）

議長

○議長（大西樹君）

消防長

○消防長（石佛満明君）

ただ今の常包議員の職員の居住地制限に関する質問についてでございますが、まず、現在管外に居住している職員につきましては7名でございます。市町別を申し上げますと、高松市国分寺町、丸亀市垂水町、丸亀市川西町、丸亀市飯山町、三豊市高瀬町、綾歌郡綾川町でございます。先程申されました、最長の距離の者と申せられておりましたが、現在距離の方は、詳細はこの場では分かりませんが、通勤時間の最長は、高松市国分寺町の約35分でございます。次に仲多度南部消防組合職員任用規程の一部見直しに関する件につきましては、職員それぞれの居住環境等によって不公平とならないよう現職員及び今後の新規採用職員にとって合理的で明確なものとなるように、見直しを検討させていただきます。以上でございます。

○議長（大西樹君）

再質問はございませんか。

○2番議員（常包恵君）

はい。

○議長（大西樹君）

常包議員。

○2番議員（常包恵君）

はい、ありがとうございました。ちょっと調べてみますと岐阜県の多治見市というの

があります。そこで今、住民の方にパブリックコメントを取っています。消防職員の居住地をどのようにするか、今、提案されているのは消防本部庁舎までの移動距離は 25Km というパブリックコメントが多治見市では行われています。又、25Km ですね、だけど 1 時間以内という目安で求めているという提案がされています。その目安、1 時間としたのは過去 3 年間の火災における火勢、勢いですね、鎮圧までの平均時間が 56 分であったそうです。BCP ですね。その初動活動に対応するための参集時間は約 1 時間である必要が、ですから 56 分ということから 1 時間くらい必要であろうということからそういうパブリックコメントが今されておりました。今、消防長の方から今後の規程についても見直しも含めて検討していくというご答弁がありましたので、ぜひ分かりやすい、先ほど言いました新しく南部消防に応募していただく方が増えるよう、そしてまた有能な職員が応募していただけるようにですね、規程の改定をいただき又、職員間においては職員委員会というのも開催されておるとお思いますから、職員委員会の中でですね職員の勤務状況等、話し合うということが書かれておるようですから、ぜひ職員間でも不公平感がないように、今後生まれないようにという事を申し上げまして一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大西樹君）

よろしいですか。

○2 番議員（常包恵君）

はい。

○議長（大西樹君）

これにて常包議員の質問を終結いたします。

○議長（大西樹君）

本日の議事日程はすべて終了しましたが、わたくし、このたび一身上の都合により議長職を辞したいと思っておりますので、暫時休憩といたします。

【休憩午後 3 時 42 分】

【再開午後 3 時 44 分】

○副議長（渡辺信枝君）

休憩前に会議を戻しまして、これより会議を再開いたします。15 時 11 分、常包議員

が到着いたしましたので、ただいまの出席議員は4名でございます。議事の都合上、議長と交代いたしましたのでよろしくお願いいたします。ただいまの休憩中に、議長の大西樹君より辞職願が提出されています。お諮りいたします。この際、日程を追加し、議長の辞職許可についての件を議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○副議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、これより追加日程第1、議長の辞職許可についての件を議題といたします。地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、大西樹君の除斥を求めます。

○副議長(渡辺信枝君)

まず、その辞職願を事務局に朗読いたさせます。事務局長。

○事務局長(和田武君)

はい。命により朗読させていただきます。辞職願、令和8年2月25日仲多度南部消防組合議会副議長、渡辺信枝殿。仲多度南部消防組合議会議長、大西樹。このたび、一身上の都合により、仲多度南部消防組合議会議長を辞職したいので許可されるようお願いです。以上でございます。

○副議長(渡辺信枝君)

議長の辞職願の朗読を終わります。お諮りします。大西樹君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○副議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって大西樹君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。以上をもって大西樹君の除斥を解きます。

○副議長(渡辺信枝君)

大西樹君に申し上げます。大西樹君の議長の辞職を許可することに決定しました。

○副議長(渡辺信枝君)

お諮りいたします。ただいま議長が欠けました。この際、日程を追加し議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○副議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、これより追加日程第2、議長の選挙を行います。お諮りします。議長の選挙方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○副議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙は、指名推薦によることに決定しました。お諮りします。指名方法につきましては、4番大西樹君において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○副議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、指名方法につきましては4番大西樹君において指名することに決定しました。

○4番議員(大西樹君)

渡辺副議長にお願いしたいと思います。

○副議長(渡辺信枝君)

お諮りします。ただいま、4番大西樹君において議長に、わたくし、渡辺信枝が指名されました。わたくし、渡辺信枝を議長選挙の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、渡辺信枝が議長選挙の当選人と決定しました。本来であれば、会議規則第33条第2項の規定により、告知をするところではありますが、本人でありますので、当選告知がなされたものいたします。

○議長(渡辺信枝君)

ただいま、ご推挙いただきました渡辺でございます。歴代議長の実績に恥じないように頑張りたいと思いますので、議員各位はもとより、執行部のみなさん、お力添えをどうかよろしく願いいたします。よろしく願いします。

○議長(渡辺信枝君)

お諮りします。ただいまの議長選挙によりまして副議長が欠けております。この際、日程を追加し、副議長の選挙を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、これより追加日程第 3、副議長の選挙を行います。お諮りします。副議長の選挙方法につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は、指名推薦によることに決定しました。お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、指名方法につきましては、議長において指名することに決定しました。

○議長(渡辺信枝君)

副議長に、大西樹君を指名いたします。

○議長(渡辺信枝君)

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました、大西樹君を副議長選挙の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長(渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、大西樹君が副議長選挙の当選人と決定しました。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知を行いません。ただいまの副議長選挙で大西樹君が当選いたしました。大西樹君に副議長就任のご挨拶をお願いします。

○4 番議員(大西樹君)

副議長に指名をいただきました大西でございます。副議長として役目をしっかりとですね、全うしてまいりますので、どうかご協力の程よろしく願いいたします。今後ともよろしく願いいたします。

○議長(渡辺信枝君)

お諮りいたします。先程の議長選挙、副議長選挙に伴い、この際日程を追加し、議席

の変更を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長 (渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって、これより追加日程第4、議席の変更を行います。会議規則第4条第3項の規定により、大西樹君の議席は議席番号1番に、堀家正信君の議席は議席番号2番に、常包恵君の議席は議席番号3番に、渡辺信枝の議席は議席番号4番に、それぞれ変更いたします。議席にご着席をお願いします。

(1番議席に大西副議長、2番議席に堀家議員、3番議席に常包議員移動)

○議長 (渡辺信枝君)

以上をもって、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ本定例会を閉会したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。異議を唱える者なし。)

○議長 (渡辺信枝君)

ご異議なしと認めます。よって本定例会を閉会することに決定いたしました。本定例会の閉会にあたり、管理者よりご挨拶をお願いいたします。

○管理者 (片岡英樹君)

議長

○議長 (渡辺信枝君)

管理者

○管理者 (片岡英樹君)

本日、本定例会におきまして3件の議案につきましてご審議をいただきました。すべてご承認いただきましたこと厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。又、ただいま議会人事がございました。これまで大西議長におかれましては当組合議会運営につきまして何かとお世話になりました。ありがとうございました。又、新しく渡辺議長がご就任いただきました。今後とも当組合議会の運営につきまして、よろしく願い申し上げます。又、わたくしの現在管理者をさせていただいておりますけれども、慣例におきまして3月末をもちまして、まんのう町長と交代する予定でございますので、4月以降、新しく新管理者まんのう町長以下、当組合をどうぞよろしくお願い申し上げます。最近、大変水不足が話題になっております。先日も、まんのう町におきまして連続して山林火災が発生するなど、非常に乾燥している状況が続いており

心配するところでございます。本日は、恵の雨が降っておりますけれども予報ではなかなか回復の見込みが無いということで大変心配するところではございますが、住民の生活を含め、消防又、予防、救急含め今後とも安心安全な町作りにつつまして努めてまいりますので、議員各位にもご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺信枝君）

これにて、令和8年第1回仲多度南部消防組合議会定例会を、閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

【閉会午後3時57分】